

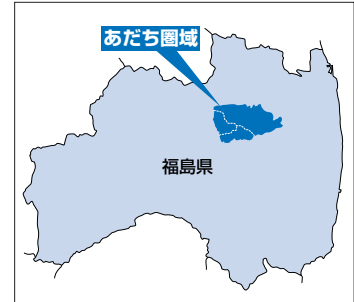
これまでの縦割りを超えて“この圏域に住む人たちとライフステージに沿った支援”を展開し始めた「あだち圏域」

福島県あだち圏域

2市1村のあだち圏域

福島県あだち地方の概況
(平成20年12月1日現在)

構成市町村	人口	面積
二本松市	62,512人	344,65km ²
本宮市	31,692人	87,94km ²
大玉村	8,42人	79,46km ²
合計	102,686人	512,05km ²



福島市と郡山市の間の旧二本松藩の領地である二本松市、本宮市、大玉村を中心とする人口約10万人の中規模の地域である。現在もあだち地方広域圏として、消防本部の設置や老人施設の福祉会の設置等、各種事業でひとまとまりの圏域として連携している。

障害の状況 (各手帳保持者)

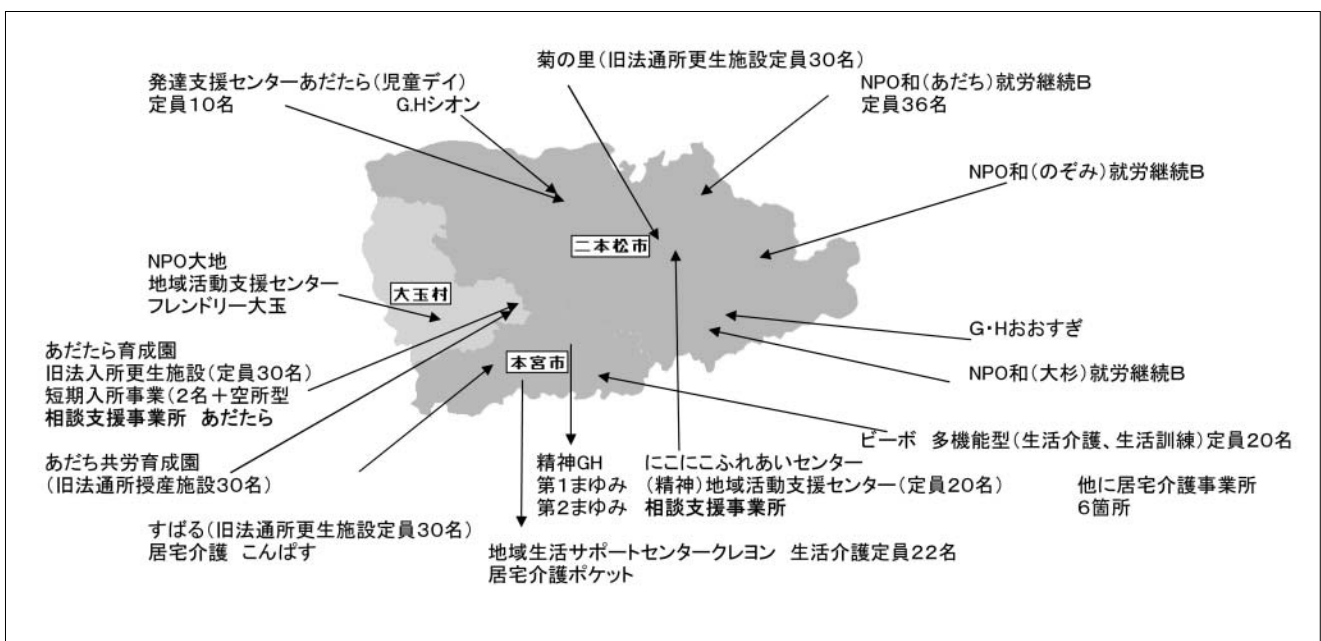
	身体障害児	身体障害者	知的障害児	知的障害者	精神障害児	精神障害者
二本松市	36	2425	80	375	2	155
本宮市	19	1066	95	147	5	83
大玉村	14	320	13	50	1	12

お話し 渡邊 中 (相談支援事業所あだたら 相談支援アドバイザー)
 影山 昌史 (福島県保健福祉部障がい福祉課 主任主査)
 渡邊 聡子 (福島県保健福祉部障がい福祉課 主査)
 聞き手 佐藤 光正 (本事業委員)

1. 地域の社会資源・基盤整備の状況

知的更生施設3か所、授産施設1か所、精神障がい者授産施設1か所、グループホーム・ケアホームは3か所、相談支援事業所は2か所など。

広域に配置された相談支援アドバイザー（以下、圏域アドバイザー）1名が地域内を効率的に組織化し運営している。現在ある社会資源の約半分はその関わりの中で整備されていった。



2. この圏域のウリは圏域アドバイザー

この圏域の最も強力なウリは圏域アドバイザーである。彼が他の地域で培ったノウハウと障がい者に対する熱い思いをもって故郷に戻ってきた。「サービスを使わないでどう支援するか？」と同時に「サービス資源をどう作るか？」「介護保険と同じになってはいけない」という危惧、そして「ともに地域で助け合いながら住む」というビジョン。彼は「もともと過去の実践からこういうのを作りたいというベースはあった。それが法律で作れということになった。“これだ”と思った」という。

この“人”という社会資源が、市町村合併、自立支援法施行などと出会ったときに化学反応を起こして生まれた産物、これがこの圏域の自立支援協議会を中心とする一連の地域のしくみといえる。

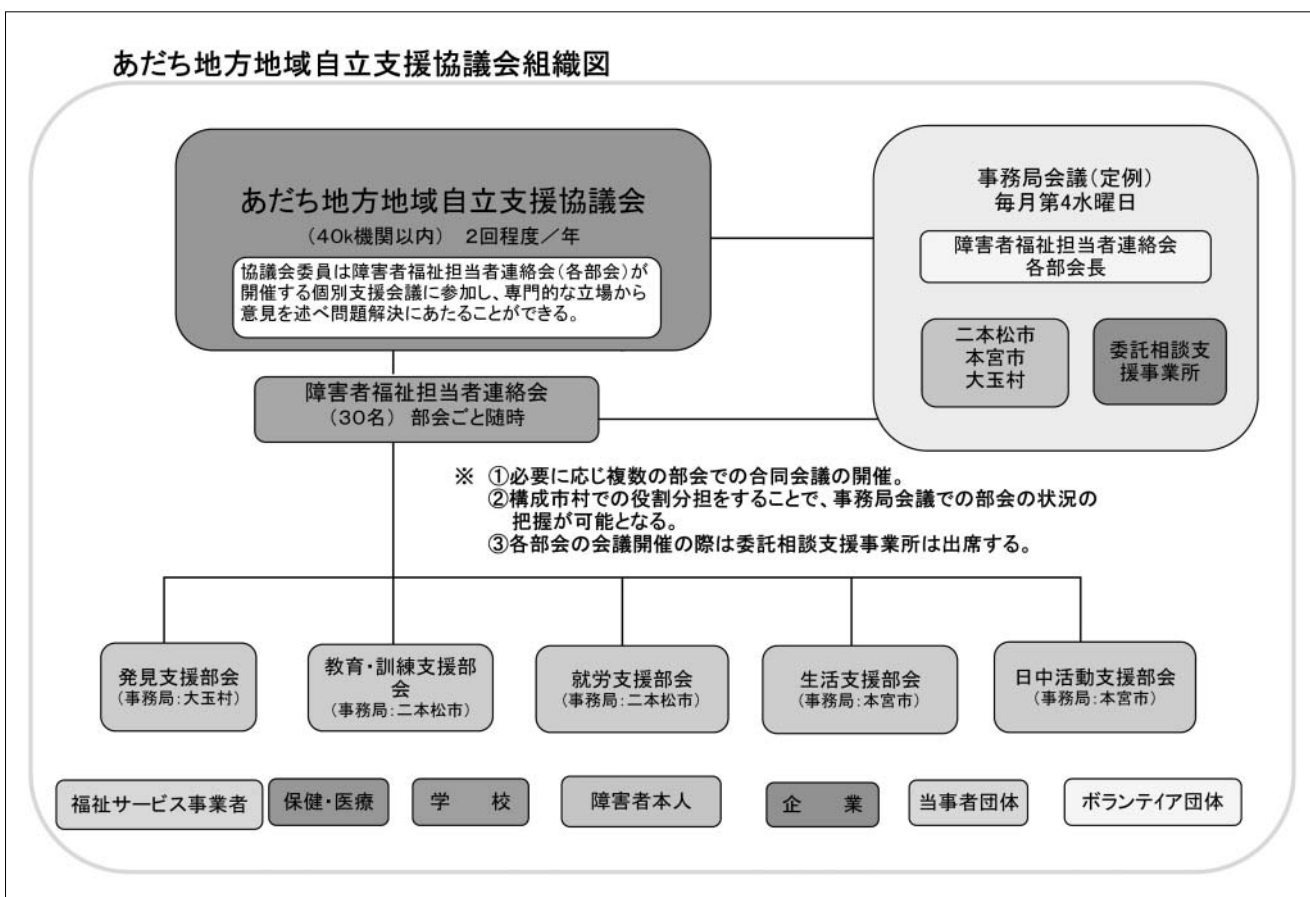
3. 協議会は行政と民間が一緒になって当事者意識で考える！

協議会は19年の4月に立ち上げ、やがて2年が経過する。

自立支援協議会の設立背景には、幸運なことに市町村合併の話の流れがあり、市町村担当者の“何かやらなくてはいけないのではないか”という思いと自立支援法施行、それをつなぐ圏域アドバイザーの思いがうまく重なっていった。

事務局体制は2市1村で各2名で6名、それに相談支援事業者3名の計9名で構成し、それに各部長が入ってくる体制である。事務局は行政（二本松市）に置き、同時に相談支援事業所などが入るかたちで定例（月1回）を開催している。サービスを作るのに行政が離れた所にいると、グループホームやケアホームなどの家賃補助等にしてもうまく伝わらない。一緒に考えることが大事である。同じように各部長にも行政が入っている。行政も当事者意識をもち情報を共有化することが大事である。

現在は、34名の協議会のメンバーであるが、今後は少しコアなメンバーに縮小して人数の整理も予定しているところである。



4. この圏域をどうするか！

当初から圏域内にはいろいろな事業所があったが、それぞれは点在しており、市村を越えて利用するにあたり、それぞれの事業所が同じレベルにならなくてはいけないという課題があった。たとえば圏域内には大玉村のように中学3年生までの医療費が無料、障害児を受け入れている幼稚園には必ず職員の加配、4歳児に発達障害児のスクリーニングを行うために臨床心理士や社会福祉士の雇い上げ、また高齢者の介護保険の充実など一村としては内容の濃い夢を持った展開をしていた。

それを全体にも広げるチャンスだと思い働きかけた。2市の中には担当者が県への出向歴もあり、共同でやる方向に好意的なところもあった。しかし運営については各市村の考えや財政的な問題もあってどうしたものか。当初は月に3～4回の会合をもち、地域診断を行っていく中でライフステージに沿ったシステム作りをどうするかという視点で各市村の意思疎通を図り調整を行っていった。はじめは2市1村で現在行われていることを確認し、同じように引き上げていくことから始めたほうがよい。

当初は要望書めいたものを出す話もあったが、次第にケア会議に目が向いてきた。何が問題なのかに目が向いてきた。出てきた問題を整理する方向へ変更。その検討の中で「まずグループホームだよな、家賃補助だよな」「自分で選択できるようにしてきたのかな」「かれらは何をもとめているのだろうか」ということが出てきた。

ほとんどの事業所をメンバーに入れてもらった。

圏内には触法の少年もいるので警察も巻き込んでメンバーに加えた。実際警察のほうでもそのような情報を求めていた。警察が入ってきたことで触法少年の就労の問題や虐待の問題が行政をとおして部会に入ってくるようになってきた。一番最初に協議会を使ったのは警察だった。

当初は各事業所から施設長でない次の人の推薦を募ったところ、ふたを開けたら全員施設長だったというエピソード。部会もやはり施設長がやってきて。

この圏内に特別支援学校がない。30数キロ離れたところに養護学校がある。地元の特別支援学級にも入ってもらっている。学校関係者が多い。

2市1村の中には、日頃、保健師が我々と同行訪問を行っているところもあれば、連携の弱いところもあった。

それまではただ情報を共有するだけの場であった育児検討会に入れていただいて内側から変えていった。

障害を持った子をどう支援していくのか、もっとプログラミングしなければいけないということで、育児検討会をケア会議の場に変えた。一人ひとりの子について検討することで、次の年はどうするかということを考えるシステムを作った。就学する前の2月まで行く先が決まっていなかった子がいたりした。管内に3つの特別支援学級を作ってもらった。これは教育委員会をかませたので、それが県まで上がりやすかった。

幸い郡山市と福島市の間にある郡山市に近い圏域に工業団地ができたが、商工会議所や中小企業同友会などとの関わりも大きい。これらの人たちはハローワークを通じなくても結構障がい者を雇用してくれていたこともあり、この人たちのノウハウを活用することで圏域の人たちの就労のチャンスが広がった。

5. 旧法を越えてチェンジ！

旧法に対抗して新しい支援に対応するスキルアップを図るために、元々あった圏域の連絡会を活用した。いくつかの小規模作業所間を就労B型としてまとめたりもした。

自立支援協議会設立の話は同時進行での協議だった。

圏域アドバイザーの法人がまわりの旧法施設から非難を浴びたこともある。しかし旧法施設とは切り離して相談支援事業を中心に“あだちに住んでいる人たちをどうするか”この思いを根底に圏域アドバイザーは変革を進めている。福祉現場も経済誌などを読んで発想の転換をして工夫していかなければならない。

実際、旧法施設には、新しい利用者が集まらない傾向があるという。

あだち地方地域自立支援協議会 障害者福祉担当者連絡会

二本松市・本宮市・大玉村

あだち地方地域自立支援協議会の概要

安達管内2市1村は、障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすため、連絡調整を行う場として、相談支援事業者、サービス事業者及び関係機関・団体等で組織する地域自立支援協議会を設置したものです。

【地域自立支援協議会の主な機能及び運営内容】

①相談支援事業の運営に関すること。

相談支援事業の中立・公平性の確保

- ・相談支援事業の運営計画、実績等に関する協議、評価
- ・指定相談支援事業所の業務実績の報告

②困難事例への対応のあり方に関すること。

- ・虐待、家族関係、発達障害、障害児だけでなく児童生徒への教育支援として、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等、また、福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如など個々の事例に関して錯綜する問題へのあり方に関する協議、調整

- ③地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
②の協議等を踏まえ、地域における支援体制の評価、関係機関による連携体制の構築。
- 【関係する機関等】
- ・特別支援連携協議会(県教育委員会、本宮市・大玉村教委)
 - ・県北地区障害者ライフサポート連絡協議会(県北地区特別支援学校)
 - ・障害児就学指導委員会(二本松市)
 - ・乳幼児事例検討会(二本松市)
 - ・児童養育担当連絡会(二本松市)
- ④地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- ・地域資源情報の共有(福祉マップや社会資源一覧など)
 - ・各支援施策に関する助言・指導等
- ⑤その他
- 地域自立支援協議会によって、地域の共通理念ができあがり、管内市村の障害福祉の質が保たれるとともに、情報の共有・調整が可能になる。
- また、ニーズにあった社会資源の開発・改善が可能になり、社会資源を公平に利用できることにより対象者が広がることが期待される。

障害者福祉担当者連絡会

障害者福祉担当者連絡会に部会を設置し、主な所掌事務は次のとおりとする。

【発見支援部会】

乳幼児等の障害の早期発見、早期療育及び障害福祉サービスの有無に関する情報の収集、意見の調整及び解決案の提起

【教育・訓練支援部会】

障害児に対する教育・訓練等に係る情報の収集、意見の調整、解決案の提起
LD,ADHD等の障害のある児童生徒の適切な対応策を含む

【就労支援部会】

就学を終える者又は終えた者に対する就労・雇用に向けた情報の収集、意見の調整、解決案の提起

【生活支援部会】

障害者等の生活支援に関する情報の収集、意見の調整、解決案の提起

【日中活動支援部会】

障害者等の日中活動支援に関する情報の収集、意見の調整、解決案の提起

各部会は、それぞれのケースにより必要に応じて、複数の部会による合同の会議を開催できる。合同会議の開催が必要な場合にあつては、各部会長間で調整し、事務局に日程及び場所等について報告する。

障害者福祉担当者連絡会は、30人で構成され、構成市村から保健師及び保育士を各1人ずつ選任するとともに、協議会を構成する関係機関・団体等からそれぞれ1人を選任する。

医師会、作業療法士会、理学療法士会、臨床心理士会、警察署、家庭児童相談員から選任されている協議会の委員の属する機関及び団体からは、連絡会担当員を選任しない。

上記の協議会委員は、部会長から要請があれば部会会議に出席する。

障害者福祉担当者連絡会は、隔月1回の開催とする。また、部会を構成する担当員からの申し出により部会長が必要と認めたときは臨時に開催できる。

部会の開催は、部会を構成する担当員の勤務形態や諸事情を考慮し、部会会議等のなかで十分調整を図る。

障害者福祉担当者連絡会の担当員については、報酬及び旅費等の支給はありません。

障害者福祉担当者連絡会の部会構成

【発見支援部会】 担当事務局：大玉村

- ・二本松市、本宮市、大玉村保健師
- ・二本松市、本宮市、大玉村保育士
- ・発達支援センターあだたら

【教育・訓練支援部会】 担当事務局：二本松市

- ・大笹生、郡山、あぶくま養護学校
- ・福島大学特別支援学校
- ・二本松市障害児就学指導委員会
- ・本宮方部特別支援教育振興協議会
- ・二本松市、本宮市、大玉村教育委員会学校教育課指導係長

【就労支援部会】

- ・二本松商工会議所
- ・福島県中小企業家同友会あだたら地区会
- ・もとみや青年会議所
- ・県中障がい者就業生活支援センター
- ・県北障がい者就業サポートセンター
- ・ハローワーク二本松
- ・あだち福祉会 にこにこふれあいセンター
- ・牧人会 あだち共労育成園
- ・NPO法人 和
- ・福島障害者職業センター

【生活支援部会】

- ・二本松市社会福祉協議会
- ・牧人会 あだたら育成園
- ・落合会 グループホームまゆみ
- ・ほっぷすてっぷ七福人

【日中活動支援部会】

- ・あおぞら福祉会 菊の里
- ・銀河 すばる
- ・安積愛育園 多機能型支援センター ビーボ
- ・NPO法人 大地 ふれんどリー大玉 大玉村地域活動支援センター
- ・NPO法人 スケッチブック

あだち地方地域自立支援協議会の構成

